



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



街中では、クリスマスソングが流れ、今年もあとわずかとなりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

この忙しい時期に、先日突然、私の使っているパソコンが立ち上がらなくなってしまいました。原因を探ったり、回復を試みたりする猶予がなく、一気にOSを再インストールしました。幸いデータはパソコンそのものにはほとんど入っておらず、サーバーやクラウドにあるので大事に至りませんでしたが、その後の細かい設定等々に数日費やすことになってしまいました。普段の当たり前がなくなった瞬間、普段の当たり前がいかに貴重か身に沁みました…。

年末まで慌ただしい日が続きますが、皆さまよいお年をお迎えてくださいませ。本年もありがとうございました。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
一般事務員	1,016	1,000	大阪市内
	964	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）

データ数：932,177件

★12月のお仕事カレンダー



- | | |
|-------|--|
| 12/10 | ● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 12/31 | ● 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付(2020年1月6日)
● 10月決算法人の確定申告と納税・翌年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 翌年1月・翌年4月・翌年7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) |

★トピックス★



～住民票・マイナンバーカード等への旧姓の併記が施行～

住民票、マイナンバーカード等へ旧姓(旧氏)を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、この11月5日から施行となりました。

この改正により、婚姻等で姓(氏:うじ)に変更があった場合でも、従来称してきた姓(氏)をマイナンバーカード等に併記し、各種証明に利用することができるようになります。

たとえば、就職・転職時などの仕事の場面でも、旧姓(旧氏)で本人確認をすることが可能になるということです。企業実務を行う上でも、知っておきたい改正です。

インフルエンザにかかった従業員に対する給与は どうすればよいのでしょうか？

毎年、この時期からインフルエンザが流行し始めます。こういった伝染性の病気にかかった従業員に対して、休んだ日の給与はどのようなのでしょうか？

労働安全衛生法では、伝染病や疾病にかかった従業員の就業を禁止しています。この対象となる疾病は、新型インフルエンザ、特定鳥インフルエンザ、結核、梅毒、淋疾、トラコーマ、流行性角膜炎などの伝染性疾患のことです。一方、季節性インフルエンザは対象となりません。

また、感染症予防法では、一類感染症～三類感染症にかかった者に対して就業の制限などの予防措置を取ることを定めています。この一類～三類感染症には、新型インフルエンザや特定鳥インフルエンザが含まれています。しかし、季節性インフルエンザは五類感染症であり、上記に含まれないため、基本的に予防措置が取られることはありません。

つまり、上記 2 つの法律から見ても、新型インフルエンザや特定鳥インフルエンザの場合であれば、かかった従業員を強制的に休ませる法的根拠が存在するため、「使用者に責が帰すべき事由による休業」とはならず、休業手当（平均賃金の 6 割）を支払う必要はありません。（欠勤控除をして構わない。）一方で、季節性インフルエンザに関しては従業員を強制的に休ませる法的根拠がないため、休ませ方によっては「使用者の攻めに帰すべき事由」となり、休業手当を支払う必要が出てきます。

飲食業や医療業などは、特にこういった伝染性の病気については敏感かと思います。病気にかかっている従業員が出勤したいとは言っていないかもしれませんが、あまりに長すぎる休みを強要したり、家族の罹患の場合にも出勤させなかったりという扱いは、注意が必要です。事前に、業務の内容・特性と病気との関係性をよく理解をさせ、スムーズな取り扱いができるように工夫しておく必要があるのではないのでしょうか。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

